

令和5年12月
林 野 庁

「国有林野の管理経営に関する基本計画」の策定の概要

1 管理経営基本計画の概要

「国有林野の管理経営に関する基本計画」は、国有林野の管理経営に関する基本方針等を明らかにするため、国有林野の管理経営に関する法律第4条の規定に基づき、農林水産大臣が5年ごとに定める10年を1期とする計画。

2 新たに策定する計画の概要

(1) 計画期間 令和6年4月1日～令和16年3月31日の10年間

(2) 計画の概要

国有林野の公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業施策全体の推進に貢献することとして、国土強靱化基本計画に基づく治山対策、地球温暖化対策計画に基づく成長の旺盛な森林の造成、「新しい林業」の実現に向けた技術開発と民有林への普及等の別紙の取組を推進。

(3) 検討の経過

令和5年9月12日	林政審議会（計画の策定方向等を説明）
10月17日	林政審議会（計画素案の提示）
10月25日	
～11月24日	パブリックコメント
12月21日	林政審議会（諮問・答申）
12月中	計画の決定・公表



はじめに

1 国有林野の管理経営に関する基本方針

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

(2) 森林・林業施策全体の推進への貢献

(3) 国民の森林（もり）としての管理経営

2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項

一般会計の下で、

- ・公益重視の管理経営を一層推進
- ・組織・技術力・資源を活用して森林・林業施策全体の推進に貢献

- ・花粉症対策の加速化
- ・国土強靱化基本計画に基づく治山対策
- ・路網の強靱化・長寿命化
- ・地球温暖化対策計画に基づく成長の旺盛な森林の造成
- ・30by30目標の達成に向けた生物多様性保全の取組

- ・「新しい林業」の実現に向けた技術開発・実証と民有林への普及
- ・複数年契約等を活用した林業事業体の育成
- ・市町村の森林・林業行政に対する技術支援
- ・上記の取組を民有林関係者に分かりやすい形で推進

- ・SNSを活用した情報発信

- ・生息状況等を踏まえた効果的かつ効率的な捕獲等による鳥獣被害対策



3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

- ・ 樹木採取権制度の適切な活用
- ・ 令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響等による木材需要の急変時の供給調整の実績を踏まえた供給調整機能の円滑な発揮

4 国有林野の活用に関する基本的な事項

- ・ 国土保全等への配慮と地域の意向を踏まえた再生可能エネルギー発電事業への適切な対応

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する基本的な事項

- ・ 相続土地国庫帰属制度への対応

6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項

- ・ 森林GISやドローン等を活用した業務の効率化

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

- ・ 海岸防災林の再生等の東日本大震災からの復旧・復興への貢献

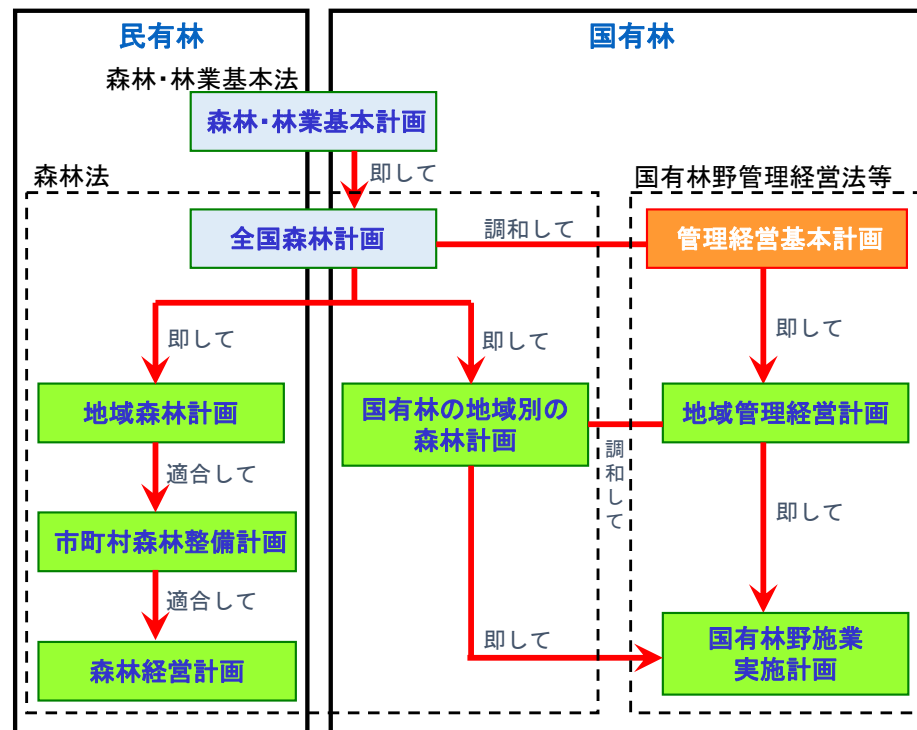
(参考) 国有林野の管理経営に関する基本計画について

- 「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」という。)は、国有林野の管理経営に関する基本方針その他の基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」(以下「国有林野管理経営法」という。)第4条の規定に基づき、農林水産大臣が5年ごとに定める10年間の計画
- 森林管理局長は、この計画に即して、流域(森林計画区)ごとに「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」を定め、国有林野の管理経営を推進

○ 国有林野管理経営法(抜粋)
第4条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、5年ごとに、10年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画を定めなければならない。

2・3 (略)

森林計画制度の体系



【管理経営基本計画】 (大臣：5年ごと10年計画)
 公益的機能の維持増進を第一として、林産物の持続的・計画的な供給、地域の産業振興等を目標とする国有林野の管理経営の方向を明確にする全国の国有林野を対象として定める計画

【地域管理経営計画】 (局長：5年ごと5年計画)
 地域ごとの賦存状況に応じたきめ細かい国有林野事業の運営を図るため、森林計画区を単位として定める管理経営の計画

【国有林野施業実施計画】 (局長：5年ごと5年計画)
 森林計画区を単位として、個々の森林の管理経営や森林施業について規定し、事業量や施業規整、伐採造林等の箇所別計画、保護すべき国有林野等を具体的に定める計画